

# 一般社団法人山口県理学療法士会

## 山口県理学療法士会会員の健康増進・親睦のための支援事業に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、山口県理学療法士会の会員およびその家族のため、会員の健康増進および親睦を深めるための活動を奨励し、支援するための支援金支給に関する事項について定める。

### (支援金支給の対象)

第2条 山口県理学療法士会としてスポーツイベントやレクリエーション(以下イベント)に参加した場合とする。

- 2 支援金による物品その他の支援を受ける資格を有する者は、原則として当会会員とその家族とする
- 3 山口県理学療法士会に籍を置く会員がイベントおよびそれに関わり結成された団体の主たる参加者であることに加え、以下の項目に該当するもの。
  - (1) イベント参加条件に性別、年齢、地域に関して制限のないもの。
  - (2) イベント内容が健康増進および会員相互の親睦に関係のあると判断されるもの。
  - (3) イベント参加のために結成される団体に複数施設の当会会員が含まれていること。

### (支援金額と件数)

第3条 年間の支援金額は、1件につき1万円とする。

- 2 年間の支援件数は、原則5件までとし、同一申請者への支援は年間で1回限りとする。

### (支援金の利用)

第4条 イベント等に関して使用予定の消耗品、または既存の消耗品の補填に使用する。

- 2 イベント参加会員の安全管理の観点から、必要とされるものの購入に使用する。
- 3 イベント参加に関わる旅費は支給対象外とする。
- 4 イベント参加に関わる弁当等の食事費用は支給対象外とする。

### (支援金支給の期間)

第5条 支援金支給の期間は、原則として参加イベント開催時のみとする。

### (支援金の申請)

第6条 支援金を受けようとする者は、本会ホームページよりダウンロードした所定の申請用紙(申請書)に必要事項を記入し、期日までにインターネット上、又は郵送にて本会事務局へ申請しなければならない。

### (支援金支給の決定)

第7条 支援事業採用の決定は、企画広報局担当理事・福利厚生部員における事前審査の内

容と結果を参考に、理事会の議決によりおこなう。

- 2 企画広報局における事前審査については、企画広報局会議において、提出された申請書および関連資料等を厳正に審査の上、その内容と結果を事前審査報告書として理事会に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 前条に基づいて決定された支援金を受ける者(以下、受給者)への支援金の交付は、事業終了後の報告書に領収書を添付し、その金額を山口事務所より指定口座へ振り込む。

(承認等の事項)

第9条 受給者は、以下の各号の1に該当する場合は、書面をもって申請し、承認を得なければならない。

- (1) 支援金支給対象となったイベント等の参加を中止または延期しようとするとき
- (2) その他、支援金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき
- (3) 悪天候等でイベント自体が中止になり、参加不可能となった場合

(受給者の責務)

第10条 受給者は以下の責務を果たさなければならない。

- (1) 支援金支給の対象となったイベントへの参加
- (2) 定期便・県土会ニュース・当会ホームページ・公式 LINE などのいずれかで参加募集の告知
- (3) イベント参加後の参加報告書の提出(参加後2ヶ月以内)

(支援金支給の取り消し)

第11条 支援金を他の目的に使用した場合、その他会長が不相当と認めるときは、理事会の議決を得て、支援金支給の決定を取り消すことができる。

- 2 前項による取り消しを行う場合は、文書により通知するものとする。
- 3 前項により取り消しを受けた者で、既に支援金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して30日以内にその金額を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この規程に定めない事項については、理事会の議決によりこれを決定する。

(規程の改廃)

第13条 この規程を変更し、また廃止する場合は、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する  
令和7年4月5日一部改訂